

## 「広労基発 0214 第 1 号の 2」通達の構成について

広労基発 0214 第 1 号の 2 通達には、下表のとおり 別添 と 別紙 があります。

また、別紙 1 には 別紙 1、別紙 2、別紙 3 が付されています。

### 0 広労基発 0214 第 1 号の 2 令和 2 年 2 月 14 日

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について

(広労基発 0214 第 1 号の 2 通達の本文に示されたもの)

#### 1-① 別添 1【新旧対照表】

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針新旧対照表

(広労基発 0214 第 1 号の 2 通達の本文に示されたもの)

#### 1-② 別添 2【新指針】

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針

(最終改正 令和 2 年 2 月 7 日付け健康障害を防止するための指針公示第 27 号)

(広労基発 0214 第 1 号の 2 通達の記の第 2 に示されたもの)

#### 1-③ 別紙 1【全体的事項通達】

本省労働基準局長通達 改正基発 0207 第 2 号 令和 2 年 2 月 7 日

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について

③-1 別紙 1 (別紙 1【全体的事項通達】の記の第 1 の 2 に示されたもの)

がん原性指針と有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質予防規則との関係

③-2 別紙 2 (別紙 1【全体的事項通達】の記の第 2 の 4 の (2) に示されたもの)

使用すべき保護具一覧

③-3 別紙 3 (別紙 1【全体的事項通達】の記の第 2 の 7 に示されたもの)

作業環境測定の方法及び測定結果の評価の指標 (評価指標)

(広労基発 0214 第 1 号の 2 通達の記の第 2 に示されたもの)

#### 1-④ 別紙 2【屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン別表】

別表第 2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法